

# 介護保険料の減免には「申請」が必要です

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定されていますが、保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合の他、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。

これらの減免には「申請」が必要です。要件に該当する場合や制度の詳細を知りたい方は、問い合わせてください。

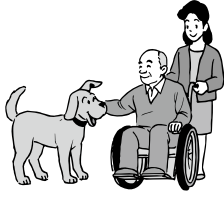
なお、減免の可否は、資産調査などに基つき、市の基準で決定しますので、申請をしても適用できない場合があります。

## 低所得者減免

保険料段階が第1段階(生活保護受給者を除く)から第3段階の方で、次の全ての要件に該当する方

▽市民税が課税されている方に、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または公的医療保険の被扶養者になっていないこと

▽資産などを活用してもなお生活が困窮していると認めら



れること(資産には預貯金、土地家屋、返戻金のある保険等、有価証券、貴金属などを含む)

▽前年の収入が、市が定める要件を満たしていること

※収入の要件は問い合わせください。

## その他の減免

次の①～③のいずれかに該当する方

① 次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか、一定額以下

▽災害で住宅、家財などの財産に著しい損害を受けた。

▽世帯の生計を主として維持する方が、死亡または心身

に重大な障害を受けた、もしくは長期入院したこと、収入が著しく減少した。

▽世帯の生計を主として維持する方の収入が、失業などで著しく減少した。

▽世帯の生計を主として維持する方の収入が、農作物の不作などで著しく減少した。

② 無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している。

③ 刑事施設、労務場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された。

## 食費・居住費(滞在費)の負担軽減の見直し

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに入所中(または短期入所利用)の方で、次の方は、食費と居住費(滞在費)を軽減する制度があります。

▽世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む)が市民税非課税

▽一定額以上の預貯金を持たない方

8月から、この制度の利用者負担段階の判定に、非課税年金(遺族年金・障害年金)を含める見直しが行われました。



このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階である方のうち、非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階となり、自己負担額が増える場合があります。

**介護保険の適用除外**  
65歳以上の方は1号被保険者として、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者として、介護保険の被保険者となります。

しかし、法令で定める施設に入所・入院している人で、一定の条件に該当する方は、介護保険の被保険者にならないことになっていますので、左の条件に該当する方は届け出てください。

## <対象施設>

(介護保険法施行法第11条に規定する適用除外施設)

- 1 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設  
※生活介護および施設入所支援を受けている障害者に限る
- 2 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設  
※身体障害者福祉法または知的障害者福祉法の規定により生活介護を行う施設に入所している障害者に限る
- 3 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
- 4 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関
- 5 のぞみの園法に規定する福祉施設
- 6 国立および国立以外のハンセン病療養所等
- 7 生活保護法に規定する救護施設
- 8 労災特別介護施設
- 9 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の施設  
※療養介護を行う施設に限る

# STOP! 外来生物 ACTION! 地域の生きものを守ろう

## 日本の自然環境に悪影響を与える 特定外来生物を みんなで一丸となり駆除しよう

日本の自然環境に強い悪影響を及ぼすため、特定外来生物(※)に指定されている生きものが豊岡市にもたくさん侵入していることをご存知ですか？

植物では、市内に広く生育するオオキンケイギクや神鍋で急激に増えているオオハンゴンソウなど、きれいな花を咲かせてまちを彩っているように見えるものもあります。そのために本来は駆除しなければならない植物が、その美しさのために刈り残されたり、庭や畑に植えられたりして爆発的に生育地を広げています。

5月下旬頃、国道312号線沿いに蓼川大橋から下流に数km、国道426号線沿いに天神橋～円山大橋間は、オオキンケイギクで一面が黄色に染まり、まるでお花畑です。庭や畑に植えている人もあると思います。でも、そんなことをしたことがある人、しようと思っている人、ちょっと待ってください。実は、新たに庭に植えて



オオキンケイギク

しまうと、罰則が課せられる場合があります。

特定外来生物は、生きたまま他の場所に移動することや栽培することなどが法律で規制されており、飼育、栽培、保管および運搬などを行うと、個人では「懲役1年以下もしくは100万円以下の罰金」が課せられる場合があります(種や卵も生きていれば対象)。そんな厳しい罰則があるほど、日本の環境に悪影響を及ぼす生きものなのです。

植物以外では、市内にはヌートリア、アライグマ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、カダヤシなどが勢力を広げています。

出石や神鍋では、駆除に取り組む団体が活動しています。豊岡らしい生態系を維持し、将来へ引き継いでいくには、みんなが一丸となって駆除に当たらなければならないと思います。

(コウノトリ市民研究所 理事 菅村定昌)

※特定外来生物 生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼす恐れがあるものとして、外来生物法で規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。

生態系を守るための外来生物の駆除活動には、市から補助金が支給できる制度があります。駆除方法も含め、ぜひ、相談してください。  
《問合せ》コウノトリ共生課 ☎21-9017

### 《使用料等》

区分	永代使用料	管理料(年額)
本市に住所を有する方	780,000円	3,000円
本市内に住所を有しない方(本籍のみ本市内の方)	936,000円	3,000円

※永代使用料とは、永代(子々孫々)にわたり、区画をお貸しする費用です。許可時に納めていただき、以降は不要です。

▼対象 本市に住所または本籍を有する方▽申請者または本

×(奥行3m)

▼区画面積 6㎡(間口2m

▼場所 市場490番地の2

▼名称 市立東霊苑

ら、ぜひ、申し込んでください。きます。墓所をお探して参りでき、誰でも安心して参りできます。墓所をお探して参りでき、誰でも安心して参りできます。

区画まで段差がな  
駐車場から墓所



東霊園は、せせ  
らぎやビオトープ  
を配置した緑あふ  
れる霊苑です。

## 市立東霊苑 永代使用者を募集しています

### お墓の豆知識

自分の家の庭や畑等に勝手にお墓を作ったり、遺骨をお墓以外の場所に埋めたりすることは法律で禁止されています。お墓を作りたい、移設したいとお考えの方は、ぜひ、市立東霊苑を利用してください。

▼施設の概要 墓所：第1期  
工事323区画(平成28年5月末111区画永代使用許可済)▽トイレ、水くみ用水栓あり  
《申込み・問合せ》生活環境課 ☎2315304